

○水戸市建築協定に関する縦覧及び意見の聴取に関する規則

昭和48年7月4日

水戸市規則第45号

改正 昭和63年3月30日規則第8号

平成4年10月1日規則第126号

平成5年2月10日規則第11号

平成6年9月30日規則第36号

(題名改称)

平成15年3月14日規則第6号

平成19年3月30日規則第38号

注 平成5年2月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第71条、第72条第1項及び第73条第3項の規定に基づき、建築協定に関する縦覧及び意見の聴取について必要な事項を定めるものとする。

(平6規則36・一部改正)

(縦覧所)

第2条 建築協定書（以下「協定書」という。）の縦覧の場所（以下「縦覧所」という。）は、都市計画部建築指導課とする。

(縦覧開始の公告)

第3条 市長は、法第73条第3項の規定に基づき、協定書の縦覧を開始しようとするときは、その旨を公告しなければならない。

2 法第71条及び前項の公告は、水戸市公告式条例（昭和63年水戸市条例第1号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して行う。

(縦覧手続)

第4条 協定書を縦覧しようとする者（以下「縦覧人」という。）は、縦覧所に備え付けの縦覧受付簿に所定の事項を記入し、係員の承認を受けなければならない。

(縦覧手数料)

第5条 協定書の縦覧は、無料とする。

(持出禁止)

第6条 縦覧人は、協定書を縦覧所以外の場所に持ち出してはならない。

(縦覧時間等)

第7条 協定書の縦覧時間は、次の各号に掲げる日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 市長は、協定書の整理その他正当な理由がある場合は、前項の規定にかかわらず、縦覧時間を伸縮し、又は縦覧をさせない日を設けることができる。この場合において、その旨を掲示することについては、第3条第2項の規定を準用する。

（平5規則11・平15規則6・平19規則38・一部改正）

（協定書の返納）

第8条 縦覧人は、縦覧を終わった場合及び縦覧時間を経過した場合は、直ちに係員に協定書を返納しなければならない。

（異議の申出）

第9条 法第71条の規定による縦覧において、協定書の内容について異議のある者は、縦覧期間満了後10日以内に市長に文書でその旨を申し出ることができる。

（縦覧の停止又は拒否）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、縦覧を停止し、又は拒否することができる。

- (1) この規則に違反したとき、又は市長の指示に従わない者
- (2) 協定書を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 協定書に加筆し、若しくはその記載事項を消除し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

（平19規則38・一部改正）

（意見の聴取の公告及び通知）

第11条 市長は、意見の聴取を開催しようとするときは、開催日の7日前までに意見の聴取の事由、開催の期日及び場所を公告するとともに、当該建築協定をしようとする者（以下「協定者」という。）及び第9条の規定により異議の申出をした者（以下「異議申出人」という。）に通知するものとする。

2 第3条第2項の規定は、前項の公告について準用する。

（平6規則36・一部改正）

（指定職員）

第12条 意見の聴取は、市長の命じた職員（以下「指定職員」という。）が主宰する。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員は、指定職員となることができない。

- (1) 協定者又は異議申出人の親族である職員又は親族であった職員
- (2) 協定者又は異議申出人の法定代理人、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人である職員

(平6規則36・平19規則38・一部改正)

(関係職員の出席)

第13条 指定職員は、必要があると認めるときは、意見の聴取に、関係行政機関の職員（以下「関係職員」という。）の出席を求めて、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

2 前項の場合においては、あらかじめ、意見の聴取の事由、開催の期日及び場所を関係職員に文書で通知しなければならない。

(平6規則36・一部改正)

(口述審問)

第14条 意見の聴取は、口述審問によって行う。

(平6規則36・一部改正)

(代理人)

第15条 協定者又は異議申出人が意見の聴取に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

2 前項の規定による代理人を出席させるときは、意見の聴取の開始前までに委任状を市長に提出しなければならない。

(平6規則36・一部改正)

(陳述による意見の聴取)

第16条 第14条の規定にかかわらず、異議申出人又はその代理人が意見の聴取に出席できない場合で、あらかじめ、当該建築協定に関する陳述書を市長に提出しているときは、その陳述書及びその事項に関して調査に当たった関係職員が作成し、かつ、署名した調査書を朗読することにより口述審問にかえることができる。

(平6規則36・一部改正)

(欠席者)

第17条 協定者、異議申出人又はこれらの代理人が意見の聴取に出席できない事由があるときは、その事由を記載した欠席届を意見の聴取開催日の3日前までに市長に提出しなければならない。

2 異議申出人又はその代理人が前項の届出をしないで意見の聴取に欠席した場合は、異議の申出がなかったものとみなす。

(平6規則36・一部改正)

(意見の聴取の延期)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、意見の聴取の期日を延期することができる。

2 第11条の規定は、前項の規定による意見の聴取期日の変更について準用する。

(平6規則36・一部改正)

(定足数)

第19条 意見の聴取は、協定者の半数以上の出席がなければ開催することができない。ただし、第15

条の規定による代理人の出席は、協定者の出席数に加算する。

(平6規則36・一部改正)

(証人及び参考人の出席等)

第20条 協定者、異議申出人又はこれらの代理人は、意見の聴取に際して、自己に有利な証人又は参考人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠又は資料を提出することができる。

2 前項の場合において、協定者、異議申出人又はこれらの代理人は、意見の聴取の開始前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

(平6規則36・一部改正)

(発言及び発言の停止)

第21条 意見の聴取に出席した協定者、異議申出人、代理人、関係職員、証人及び参考人は、口述審問において発言することができる。

2 前項の規定により発言をしようとする者は、あらかじめ、指定職員の許可を受けなければならない。

3 発言の内容は、意見の聴取しようとする事項の範囲を超えてはならない。

4 指定職員は、発言の内容が意見の聴取の範囲を超えていると認めるときは、その発言の停止を命ずることができる。

(平6規則36・一部改正)

(意見の聴取の記録)

第22条 指定職員は、意見の聴取の出席者の住所氏名、次第及び協定書の説明又は意見等の内容の要点を市の職員に記録させ、記録署名人とともに署名しなければならない。

2 指定職員は、意見の聴取に先立ち、協定者、異議申出人又は代理人のうちから記録署名人3人以上を選出するものとする。

(平6規則36・一部改正)

(場所の秩序保持)

第23条 指定職員は、意見の聴取場所を整理し、又はその秩序を保持するために必要があるときは、傍聴人の数を制限することができる。

2 指定職員は、意見の聴取を妨害し、又は意見の聴取場所の秩序を乱す者に対して退場を命ずることができる。

(平6規則36・一部改正)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和63年3月30日規則第8号) 抄

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則 (平成4年10月1日規則第126号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成5年2月10日規則第11号）

この規則は、平成5年2月14日から施行する。

付 則（平成6年9月30日規則第36号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

付 則（平成15年3月14日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年3月30日規則第38号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。